議案第８号

平成31年度水戸市教育行政方針について

平成31年度水戸市教育行政方針について，別紙のとおり決定する。

平成31年３月22日提出

水戸市教育委員会教育長　　本　多　清　峰

平成31年度水戸市教育行政方針

本市の教育行政の推進に当たっては，生命・人権尊重の精神を基盤として，知性にとみ，心身ともに健全で，調和のとれた人間の形成を目指し，水戸市教育施策大綱に掲げる基本理念「水戸を愛し，世界で活躍できる人材の育成」のもと，先人の教えである先見性や実践性，国際的な視野を念頭に置き，近世の教育遺産群として日本遺産に認定された弘道館の魁の精神を受け継ぐ文教の府にふさわしい，水戸ならではの魅力ある教育の推進に努める。

また，よりよい教育環境の中で，家庭，地域，学校など，社会全体の連携を強化し，未来をリードする子どもの健やかな成長を図るとともに，誰もが生涯を通じて学習できる環境づくりを行い，地域の教育力の向上と地域コミュニティ活動の活性化を図り，地域社会を牽引し，国際社会で活躍できる人材の育成を目指す。

基本的方向１　子どもをしっかり育てる環境づくりの推進

未来をリードする子どもを健やかで心豊かに育てるため，家庭，地域，学校等が連携，協力し，それぞれの役割を十分に果たしながら，社会全体で子どもをしっかり育てる体制づくりに努める。

また，幼稚園，保育所，小・中学校，義務教育学校が互いに連携を深めながら，社会で自立して生きるための基礎を育み，子どもの健やかな成長，発達の支援に努める。

基本目標１　人間としての基礎を育む家庭づくり

親子などのふれあいを通して，基本的な生活習慣，自立心，豊かな情操，社会的なマナー等が育めるよう，子どもの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力の向上を図る。

１　家庭の教育力の向上

子どもが親子などのふれあいやコミュニケーションを通して，基本的な生活習慣や自立心，豊かな情操や他人に対する思いやり，社会的なマナー等を育めるよう，学校行事やＰＴＡ活動等を通して，保護者への指導・啓発を行い，子どもの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力の向上に努める。

また，市民センターなどにおいても幼稚園，保育所，小・中学校，義務教育学校と連携し，保護者の子育て支援や家庭教育に関する情報提供，学習機会の充実に努める。

基本目標２　安心で安全な地域づくり

地域住民によるボランティア活動等を通して，地域で子どもを守り育てる体制づくりに努めるとともに，放課後を含めて，安心して過ごせる環境を整備する。

１　地域とともにある学校づくりの推進

子どもの教育活動や学校運営に関する情報を家庭や地域に公表し，説明するとともに，学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を全校に導入し，保護者や地域住民等の理解と参画を得ながら，家庭，地域との連携のもと，地域とともにある魅力ある学校づくりに努める。

また，警察，ＰＴＡ，地域ボランティア等の関係機関・団体とより一層の連携を図りながら，登下校時の安全対策や不審者対策など，地域ぐるみの学校安全体制の強化に努めるとともに，地域人材の活用や地域住民によるボランティア活動等を通して，学校や子どもを支援する取組を推進するなど，地域ぐるみで子どもの健やかな成長を育む体制づくりに努める。

２　保育環境の充実

保護者の就労形態の多様化等による様々な保育ニーズに対応するため，延長保育，休日保育，病児保育など，社会の変化に対応した保育サービスの充実に努める。

また，保育所等における待機児童ゼロの実現とその継続を目指し，家庭的保育，小規模保育等の地域型保育の拡充や民間保育所の計画的な整備の促進に努めるとともに，保育士確保に向けた取組を推進する。

さらに，子どもが安全で快適な生活を送ることができるよう，施設，設備等の整備に努める。

３　子育て支援の充実

都市化や核家族化の進行等に伴い，世代間交流等が希薄化する中，子育て中の親同士や子ども同士の交流の場の提供や子育て相談等を通して，地域における子育て支援の充実に努める。

また，放課後や長期休業期間等において，子どもが安全に活動し，健やかな成長ができる場を確保するため，開放学級における待機児童ゼロの実現を目指し，専用棟などの施設整備をはじめ，支援員の確保に取り組むなど，総合的な放課後児童対策の充実に努める。

基本目標３　子どもをしっかり育てる学校づくり

子どもの健やかな成長と発達を支援するため，いじめもなく心豊かに過ごせる教育環境を整備するとともに，人間形成の上で重要な幼児期の教育を基盤として，より質の高い学校教育を推進する。

１　幼児教育の充実

幼児教育においては，生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに，子どもの心身の発達や特性を考慮し，健全な発達に適した教育環境の整備を図り，「遊び」を中心とした人との関わりや心身の健全な発達に資する総合的な指導に努める。

また，全ての就学前の子どもが分け隔てなく健やかに育つ環境を整備するため，幼稚園，保育所との連携や一体的運営を目指した諸施策を推進し，発達や学びの連続性を踏まえた円滑な小学校教育との接続に努める。

２　教育環境の整備，充実

子どもが安全で快適な環境で過ごすことができるよう，長寿命化改良事業やトイレの洋式化をはじめとする学校施設の整備を推進するなど，教育環境の充実に努める。

また，危機管理マニュアルに基づき危機管理体制を徹底するとともに，定期的な防犯訓練や，自然災害等を想定した避難訓練等を実施するなど子どもの発達段階に応じた系統的な防災教育の充実に努める。

さらに，教職員の負担軽減を図るため，業務改善に取り組むとともに，教職員の意識改革を推進するなど，長時間勤務の縮減に努める。

３　指導・相談体制の充実

いじめの未然防止及び早期発見に向け，小さないじめも見逃さない学校づくりに努めるとともに，子どもが安心して学ぶことができる環境を整え，いじめ問題に組織的に取り組み，迅速で的確な対応を行うなど，いじめの早期解消を図る。

暴力行為，不登校，少年非行等の生徒指導における諸問題については，家庭，地域，学校，関係機関と連携，協力しながら，毅然とした指導を行うなど，子どもが社会の一員として生きる基盤を育てる学校づくりを推進する。また，子どもの実態を把握し，個に応じたきめ細かな対応に努めるとともに，子どもの人権に配慮した組織的な指導の徹底に努める。

さらに，特別な教育的支援を必要とする子どもが，その必要とする支援や発達段階等に応じた適切な教育を受けることができるよう，一人一人の教育的ニーズを把握し，個に応じた就学相談体制や指導の充実に努める。

基本的方向２　一人一人の確かな学びと夢を実現する水戸スタイルの教育の推進

学習指導要領の趣旨を踏まえ，子どもの「生きる力」を育むため，創意工夫を凝らした特色ある教育活動の展開や指導等を通して，学びの基礎や確かな学力を身につけるとともに，豊かな心や健やかな体の育成に努める。

また，子ども一人一人の良さや可能性を伸ばし，次の時代をリードし，水戸の明るい未来を創造していける人材，国内外で活躍できる人材の育成に努める。

基本目標４　世界で活躍できる資質を磨く教育

確かな学力の定着や自己表現力の育成，英会話力の向上により，新しい時代を切り拓（ひら）き，一人一人の夢の実現に向かって世界で活躍できる資質・能力を育成する。

１　学びの基礎や確かな学力の定着

子どもが主体的に学習に取り組む態度を養い，基礎的・基本的な知識・技能を習得できるよう努めるとともに，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力等をバランスよく育成するため，本市独自の義務教育９年間を見通した系統的・継続的な特色ある教育活動の推進に努める。

また，家庭との連携を図りながら，基本的な生活習慣や学習習慣の確立に努める。

２　社会変化に対応した教育の推進

子どもがこれからの時代を生き抜くために必要な高度情報化社会に対応できる情報活用能力の育成をはじめ，英会話授業のオール・イン・イングリッシュ化や英語指導助手の活用による国際理解教育の推進に努めるとともに，防災リーダーの育成を含めた次世代エキスパート育成事業を通して，グローバル社会で活躍できる力の育成等に努める。

３　教職員の資質能力の向上

質の高い教育を提供するため，研修等を通して，使命感の醸成や実践的指導力の育成，高度な専門的知識の習得など，教職員の資質能力の向上に努める。

また，教育会との連携による研究・研修を進めるとともに，全国学力・学習状況調査等の結果分析や評価等を通して，学力向上のための指導方法の工夫・改善に努める。

さらに，授業力の向上を図るため，学校支援訪問や計画訪問等を通した指導，助言の充実に努める。

基本目標５　郷土を愛する心を育てる教育

郷土のために行う活動などを通して，もてなしの心などを育むとともに，郷土に対する理解と関心を深め，郷土を愛する心と社会に貢献しようとする態度を育成する。

１　郷土を愛する心を育てる教育の充実

水戸の自然や歴史，文化，産業などについて理解を深めるとともに，地域に伝わる文化や伝統芸能の継承活動，副読本を活用した郷土教育などを通して，ふるさと水戸を愛する心の育成に努める。

また，おもてなしボランティア等の活動を通して，もてなしの心や社会に尽くす態度の育成に努める。

基本目標６　豊かな感性や強い精神力と身体を育てる教育

さまざまな体験や活動を通して，クリエイティブな感性やコミュニケーション能力を育むとともに，困難に立ち向かい，自らの力で乗り越える強い精神力と身体を育成する。

１　豊かな心の育成

水戸芸術館との連携による芸術教育，船中泊を伴う自然体験活動，他人への理解や思いやりの心を育むための道徳教育等を通して，心豊かでたくましい子どもの育成に努める。

また，企業等との連携による職場見学や職場体験活動等を通して，学ぶことや働くこと，生きることを実感させ，将来について考えるキャリア教育等の充実に努める。

２　健やかな身体の育成

子どもが生涯にわたって運動に親しむことができる資質や能力を高めるため，発達段階や系統性を踏まえた取組を進め，健康の保持増進と体力の向上に努める。

また，定期健康診断等による疾病，異常等の早期発見や学校環境衛生の充実を図り，子どもの健康維持に努める。

さらに，子どもの望ましい食習慣の形成に向け，学校給食を活用した食育の拠点である学校給食共同調理場において，食育に関する研修会等を開催するなど，児童生徒をはじめ，広く市民に開かれた食育活動に取り組むとともに，地場産物を活用した安全で安心な給食の提供や大学との連携事業等による食育の推進に努める。

基本的方向３　参画と協働の人づくりの推進

青少年・若者の成長と自立を社会全体で支え，見守り，育てるとともに，市民一人一人が生涯を通じて自己の人格を磨き，豊かな人生を送ることができるよう，あらゆる機会，場所において学習することができ，その成果を地域に生かすことができるよう努める。

また，歴史的資源を生かした歴史まちづくりを市民との協働で進め，郷土に対する誇りと愛着を深めるとともに，歴史と伝統を基底に，国内外で活躍できる人材の育成に努める。

基本目標７　社会に参画する若者づくり

地域と一体となって，若者の健やかな成長を促し，豊かな人間性や社会性を備え，さまざまな地域活動へ積極的に参画し，社会で躍動する自信あふれる若者を育成する。

１　青少年・若者の健全育成

豊かな人間性や社会性を備えた青少年・若者を育むため，家庭，地域，学校との連携を深め，青少年・若者の地域活動や社会参画活動を推進するとともに，子ども会活動の活性化に努める。

また，関係機関・団体と連携し，街頭補導活動や社会環境健全化活動を推進するとともに，特別相談員による相談活動を通して，青少年の問題行動の早期発見や非行防止に努める。

少年自然の家においては，現代的な教育課題に対応した体験活動の実施や地域の特性を生かしたプログラムの開発をはじめ，移動天文車を活用した天体観測等の体験活動を展開するなど，自然体験活動の拠点としての機能充実に努める。

基本目標８　社会や地域のために自ら活動する人づくり

市民一人一人があらゆる場所，機会において，自ら学び，その成果を地域に生かす環境づくりを進め，変化に対応して新たな価値を創造し，地域社会を牽引する人材を育成する。

１　学習機会の充実

市民が自ら学び，豊かな心を養うことができるよう，市民ニーズや社会の要請に応じた多様な学習機会，学習情報を提供するとともに，学習によって得られた成果をまちづくりや人づくりに生かすため，生涯学習サポーター等の活用促進に努める。

図書館においては，図書や資料の収集等をはじめ，学校図書館と連携し，子どもが読書に親しむ環境づくりを進めるなど，市民の自主的な学習活動の支援に努める。

人権教育においては，「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく基本計画を踏まえ，全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し，広く人々の人権問題に対する理解と認識を深め，差別意識の解消と人権に関わる問題の解決に努める。

基本目標９　歴史を学び未来へ受け継ぐ人づくり

市民との協働により，水戸ならではの風格ある歴史まちづくりを進め，郷土への誇りと愛着を深めるとともに，歴史や文化，芸術に親しみ，国際社会で活躍できる人材を育成する。

１　歴史的資源の保全と活用

水戸の貴重な財産である歴史的資源を大切に守り，次代へ継承するとともに，水戸ならではの風格ある歴史まちづくりを進め，まちの魅力として高めていくため，文化財の適切な保護，保存，活用に努める。

また，近世日本の重要な教育遺産であり，日本遺産の構成文化財である弘道館と偕楽園の世界遺産登録に向け，関係自治体との推進協議会を通じた広域連携による取組を進めるとともに，学校教育の場での活用や市民との協働による取組の推進に努める。

博物館においては，郷土水戸に関わりのある自然，歴史，民俗，美術等の資料を収集・保管するとともに，展覧会の開催等を通して，郷土の歴史や文化，自然にふれることのできる機会を提供するなど， 地域，学校との連携のもと，市民が楽しむことのできる教育普及事業の充実に努める。

平成 31 年度主要施策

基本的方向１　子どもをしっかり育てる環境づくりの推進

基本目標１　人間としての基礎を育む家庭づくり

１　家庭の教育力の向上

(1)　幼稚園，学校等における取組の推進

［目標指標：保護者を対象とする研修会の実施　各校年１回］

㈦ 基本的な生活習慣や学習習慣を身につけさせるための学校（園）と家庭，地域との連携強化

㈠ 学習習慣確立のための家庭への啓発事業

(2)　みと好文カレッジ等における取組の推進

［目標指標：各市民センターにおける家庭教育強化事業の実施　年３回］

㈦ 市民センターにおける家庭教育強化事業の推進

㈠ 家庭教育支援事業（家庭教育学級，家庭教育講演会等）の推進

㈢ 子育て支援交流事業（ほっとひといき夢らんど）の開催

㈡ 家庭の教育力向上を目指した「子育て応援塾」（家庭教育出前講座等）の開催

㈣ 訪問型家庭教育支援事業の推進

基本目標２　安心で安全な地域づくり

１　地域とともにある学校づくりの推進

(1)　安全対策の推進

［目標指標：通学路安全対策（ハード対策）の実施　10 か所］

㈦ 登下校時における安全体制の充実（通学路安全対策，スクールガード活動の促進等）

㈠ 安全対策情報（不審者等の情報）の公開（市ホームページ，市メールマガジンでの配信，市民センター等への情報提供）

(2)　学校への理解を深めるための取組の推進

［目標指標：情報発信回数　各校年 80 回以上］

㈦ 学校ホームページ等を活用した情報提供

㈠ 「学校へようこそ」等を活用した学校公開

(3)　地域の教育力の活用

［目標指標：学校支援員（大学生）の活用　延べ 450 回］

㈦ ゲストティーチャーや学校支援ボランティアとしての地域人材活用

㈠ 保護者，地域住民の学校行事等への参加促進

㈢ スクールボランティア活動及び学校部活動の支援

㈡ 大学等との連携

㈣ 保護者との連携を推進するための研修会の開催

(4)　地域住民の学校運営への参画

［目標指標：学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入　全校］

(ｱ) 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の円滑な運営

２　保育環境の充実

(1)　保育サービスの充実

［目標指標：保育所待機児童ゼロの達成及び継続］

(ｱ) 保育所待機児童ゼロの達成及びその継続

(ｲ) 地域型保育事業の推進

(ｳ) 延長，休日，病児保育事業の充実

(ｴ) 障害児保育事業の充実

(ｵ) 保育士確保対策事業の拡充（保育士就労支援補助金，新卒保育士就労奨励補助金等）

(ｶ) 公立保育所における保育補助者の活用及び民間保育所等における保育体制強化事業の推進

(ｷ) 公立幼稚園における預かり保育時間の拡充

(ｸ) 子育て世帯の経済的負担の軽減

(2)　保育施設の整備，充実

［目標指標：民間保育所等増改築に係る支援の実施　２か所］

(ｱ) 民間保育所等増改築支援事業の実施

(ｲ) 小規模保育施設整備の促進

(ｳ) 民間保育所等の防音壁整備の促進

３　子育て支援の充実

(1)　多様な子育て支援事業の推進

［目標指標：公立認定こども園の開設に向けた制度設計］

(ｱ) 公立幼稚園・保育所の認定こども園への移行の推進

(ｲ) 一時預かり事業等子育て支援の充実

(ｳ) 地域子育て支援拠点事業の推進

(ｴ) 園庭開放事業の推進

(2)　放課後対策事業の充実

［目標指標：開放学級待機児童ゼロの達成］

(ｱ) 開放学級待機児童ゼロの達成

- 開放学級施設の整備（新設１か所，拡充４か所）
- 開放学級支援員の確保
- 開放学級のあり方検討会の実施及び方針決定
- 開放学級待機児童解消モデル事業（民間委託）の実施

(ｲ) 放課後児童健全育成事業（開放学級・民間学童クラブ）の充実

(ｳ) 放課後子ども教室推進事業の充実

基本目標３　子どもをしっかり育てる学校づくり

１　幼児教育の充実

(1)　就学前教育の推進

［目標指標：アプローチ・スタートカリキュラムの改訂］

㈠　小学校への円滑な接続（アプローチ・スタートカリキュラムの改訂）

㈡　健やかな心と体の育成

㈢　英語遊びの実施

㈣　幼児教育振興基本計画（第２次）に基づく施策の推進

㈤　幼稚園・保育所への訪問指導の充実

(2)　幼保連携事業の推進

［目標指標：幼保共通教育・保育カリキュラムの改訂］

㈠　幼保共通教育・保育カリキュラムの改訂

㈡　幼保職員の相互実務研修等の実施

２　教育環境の整備，充実

(1)　幼児施設の整備，充実

［目標指標：通級指導教室工事完了　１か所］

㈠　通級指導教室新設に向けた整備の推進

(2)　学校施設の整備，充実

［目標指標：長寿命化改良工事完了　１校，校舎トイレ洋式化率　49%］

㈠　長寿命化改良事業の推進

（校舎長寿命化改良実施設計）吉田小学校（Ⅱ期），酒門小学校，渡里小学校

（校舎長寿命化改良工事）吉田小学校（Ⅰ期），上大野小学校

（屋内運動場長寿命化改良実施設計）梅が丘小学校，三の丸小学校

㈡　学校施設長寿命化計画の策定

㈢　トイレ洋式化等改修事業の推進

（大規模改造実施設計）五軒小学校

（大規模改造工事）千波小学校

（温水洗浄便座設置）城東小学校ほか６校

㈣　校舎改築事業の推進

（改築工事）見川小学校

㈤　学校教育の推進に必要な教材・教具の整備，充実

(3)　学校給食施設の整備，充実

［目標指標：小学校・義務教育学校給食室空調設備　実施設計６校］

㈠　小学校・義務教育学校給食室の環境改善の推進

(4)　学校安全管理の推進

［目標指標：学校屋外ＡＥＤの整備　小学校・義務教育学校 11 校］

㈠　学校における安全確保（避難訓練の実施，学校事故への迅速な対応等）

㈡　学校屋外ＡＥＤ整備事業の推進

(5)　教職員の働き方改革の推進

［目標指標：時間外勤務 80 時間（土・日の部活動除く）を超える教職員　ゼロ］

(ｱ) 教職員勤務時間の管理の徹底（タイムレコーダー等による管理）

(ｲ) 働き方に関する教職員の意識改革に向けた研修

(ｳ) 教職員の負担軽減に向けた取組の推進（部活動指導員の活用，学校閉庁日の実施，学校給食費公会計の運用，校務支援システムの活用等）

(ｴ) 学校における業務のスリム化に向けた業務内容の見直し

３　指導・相談体制の充実

(1)　生徒指導の充実

［目標指標：教育相談担当者研修会　年６回］

(ｱ) 不登校の早期発見・早期対応

(ｲ) 暴力行為や少年非行等の問題行動に対する家庭，地域，学校，関係機関の連携

(ｳ) 来所相談，電話相談，適応指導教室「うめの香ひろば」における援助指導，専門医による面接相談の実施，家庭訪問相談員による訪問相談

(ｴ) 学校における相談体制の充実（スクールカウンセラーや心の教室相談員の活用促進，学校の教育相談体制の整備）

(2)　いじめ解決に向けた取組の推進　ふれあいプランの推進

［目標指標：いじめ解消率　100%］

(ｱ) いじめの未然防止（あいさつ運動，いじめ解決フォーラム，ワークショップ，ＳＮＳによるいじめに関する講演会の実施）

(ｲ) いじめの早期発見・早期対応（いじめ相談ダイヤルの設置，いじめの実態調査，いじめ防止対策推進法に定める組織等の設置）

(3)　人権教育の充実

［目標指標：人権擁護委員による人権教室の開催　全校］

(ｱ) 人権問題に関する教育，啓発活動の充実（人権擁護委員による「いじめをなくそう人権教室」の実施）

(4)　特別支援教育の充実

［目標指標：特別支援教育に係る研修会　年４回］

(ｱ) 就学相談体制の充実

(ｲ) 特別な教育的支援を必要とする子どもへの教育的支援に関する指導，助言

(ｳ) 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内相談・支援体制の充実

(ｴ) 特別支援教育支援員の配置

(ｵ) 関係機関（子ども発達支援センター等）との連携強化による早期支援体制の充実

基本的方向２　一人一人の確かな学びと夢を実現する水戸スタイルの教育の推進

基本目標４　世界で活躍できる資質を磨く教育

１　学びの基礎や確かな学力の定着

⑴　確かな学力の定着 **チャレンジプランの推進**

［目標指標：学力診断のためのテスト（県）の各教科における平均点（対県平均との比較）（小６）＋1.2 点，（中３）＋1.6 点］

㈠　基本生活習慣の確立「規律と協働を高める八策」

㈡　学力向上サポーターを活用した個に応じた学習指導の充実

㈢　学習定着状況調査の実施

㈣　学びの広場ネクストステージの実施

㈤　家庭学習の充実（家庭学習スタートノートの活用等）

⑵　自ら学ぼうとする意欲の育成 **チャレンジプランの推進**

［目標指標：放課後学力サポート事業の実施　28 校］

㈠　放課後学力サポート事業の拡充

㈡　数学・学習相談「ＳＰＯＴ　ｉｎ　ＭＩＴＯ」の拡充

⑶　特色ある教育活動の充実

［目標指標：ＳＮＳを活用した小規模特認校制度の情報発信］

㈠　特色ある学校づくり推進事業の実施（小規模特認校制度等）

㈡　がんばる水戸の子夢事業「水戸の名を全国に」の実施（各種体育大会，文化活動への参加助成による保護者負担の軽減等）

⑷　小中一貫教育の推進

［目標指標：学校ホームページ「小中一貫教育コーナー」の更新　月１回以上］

㈠　小中一貫教育の推進（９年間を見通した学習指導，小学校等における教科担任制の推進，「水戸まごころタイム」の実践による充実）

㈡　義務教育学校，中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の制度化による総合的かつ効果的な小中一貫教育の推進

２　社会変化に対応した教育の推進

⑴　英会話力の向上 **グローバルプランの推進**

［目標指標：中学校・義務教育学校卒業時英検３級相当以上の生徒割合　44%］

㈠　英会話教育の充実

・　オール・イン・イングリッシュ授業の実施

・　実践的な英会話力向上を目指す「Ｅｎｇｌｉｓｈ　Ｃａｍｐ（イングリッシュ キャンプ）事業」の実施

・　中学校，義務教育学校（後期課程）英会話カリキュラムの実施

㈡　英語指導助手（ＡＥＴ）の配置

㈢　英会話学習の小中連携の充実（授業の相互参観，研究協議）

㈣　外国人とふれあう活動や異文化にふれる学習の推進

⑵　情報活用能力の育成 **グローバルプランの推進**

［目標指標：ＩＣＴ機器を活用した授業の実施　全学級］

㈠　ＩＣＴ機器の活用

・　校務支援システムの活用による校務の情報化

・　情報モラル・セキュリティの指導の充実

・　タブレット端末等ＩＣＴ機器を活用した授業の拡充

(ｲ) プログラミング教育の推進

・　プログラミング教育研修の充実

・　「水戸まごころタイム」を活用した授業の充実

・　ＩＣＴ戦略会議の開催

(3)　次世代リーダーの育成 グローバルプランの推進

［目標指標：次世代エキスパート育成事業参加者　80 名］

(ｱ) 次世代エキスパート育成事業の充実

(ｲ) 防災リーダー育成事業（陸前高田市民泊研修）の実施

(4)　環境教育の推進

［目標指標：エネルギー教材を活用した授業の実施　中学２年生全学級］

(ｱ) 新エネルギー教材の活用と清潔なまちづくり運動等への参加促進

３　教職員の資質能力の向上

(1)　研修事業の充実

［目標指標：中核市移行に係る研修要項策定］

(ｱ) 教職員研修（基本研修・専門研修・特別研修）の実施

(ｲ) 教育会（研修事業部）との連携

(ｳ) 中核市移行に係る教職員研修の一部試験的実施

(ｴ) 中核市移行に向けた市独自の特色ある研修体系の構築

(2)　研究事業の推進

［目標指標：学力診断のためのテスト（県）の各教科における平均点（対県平均との比較）（小６）＋1.2 点，（中３）＋1.6 点（再掲）］

(ｱ) 学力向上調査研究事業の実施（全国学力・学習状況調査及び茨城県学力診断のためのテスト結果分析に基づく指導の充実）

(ｲ) プログラミング教育に関する調査研究事業の実施

(ｳ) 研究指定校による調査研究の推進

(ｴ) 教育会（研究事業部，広報事業部）との連携

(3)　指導，助言の充実

［目標指標：訪問指導回数　年５回］

(ｱ) 訪問指導（計画訪問，学校支援訪問，要請訪問，随時訪問等）による授業力向上や生徒指導への支援

基本目標５　郷土を愛する心を育てる教育

１　郷土を愛する心を育てる教育の充実

(1)　郷土への理解を深める教育の充実 キャリアプランの推進

［目標指標：日本遺産に関する学習の実施　全校］

(ｱ) 「水戸まごころタイム」における水戸教学の推進

(ｲ) 社会科副読本「みと」，「水戸の歴史」，「水戸」，日本遺産に関する副読本「水戸の教育遺産」の活用

(ｳ) 指導用資料集「水戸教学～次世代をリードする“水戸人”の育成のために～」の活用

(2) もてなしの心を育む教育の推進 キャリアプランの推進

［目標指標：おもてなしボランティア活動の実施　全中学校・義務教育学校］

(ｱ) おもてなしボランティア活動の推進（チーム魁，魁二の丸隊，子ども梅大使による活動）

基本目標６　豊かな感性や強い精神力と身体を育てる教育

１　豊かな心の育成

(1) 世界に誇る水戸芸術館と連携した芸術教育の充実 キャリアプランの推進

［目標指標：芸術鑑賞会の開催　年４回］

(ｱ) 水戸芸術館等との連携による芸術鑑賞会（小学生：演劇, 音楽　中学生：音楽）の開催

(ｲ) 「中学校合唱の祭典」の開催

(2) 体験学習の充実 キャリアプランの推進

［目標指標：中学生の職場体験実施　年３日］

(ｱ) 民間企業，商工会議所等との連携による職場見学，職場体験の実施

(ｲ) 船中泊を伴う自然教室等の実施

(ｳ) 中学生議会の実施

(3) 道徳教育の充実

［目標指標：家庭や地域に向けた道徳科の授業公開 全校］

(ｱ) 重点内容項目を明確にした道徳授業の実施

(ｲ) 「道徳まごころ」の活用

(ｳ) 校内研修の充実（温かさと規律ある学級集団づくり，好ましい人間関係づくり）

(ｴ) ボランティア活動や地域活動への参加促進

２　健やかな身体の育成

(1) 学校体育の充実

［目標指標：体力テストＡ＋Ｂの割合　小学校・義務教育学校（前期課程）60%，中学校・義務教育学校（後期課程）65%］

(ｱ) 体力・運動能力の向上

(ｲ) 武道指導の充実

(2) 学校保健の充実

［目標指標：中学生ピロリ菌検査，小児生活習慣病予防健診等の実施　年１回］

(ｱ) 各種健康診断，感染症予防対策の充実

(ｲ) 性教育（性感染症），健康教育（喫煙，飲酒，薬物乱用の防止，生活習慣病，がんの予防）の推進

(ｳ) 学校環境衛生の維持，向上（放射能対策を含む。）

(ｴ) 中学生ピロリ菌検査及び生活習慣病予防健診の実施

(3)　食育の推進

［目標指標：地場産物の活用割合　56%］

(ｱ) 安全で安心な学校給食の提供（衛生管理の徹底（ノロウイルス陰性確認検査），放射能対策を含む。）

(ｲ) 食物アレルギーへの適切な対応

(ｳ) 地場産物の活用拡大

(ｴ) 食育の充実（栄養教諭等による食の指導，大学との連携，食育講演会の開催，学校給食共同調理場の活用等）

基本的方向３　参画と協働の人づくりの推進

基本目標７　社会に参画する若者づくり

１　青少年・若者の健全育成

(1)　青少年・若者の健全育成のための事業の充実

［目標指標：少年自然の家利用者　年 22,000 人］

(ｱ) 青少年・若者の自主的な社会参画活動の推進

(ｲ) 青少年・若者に有害な社会環境の健全化

(ｳ) 困難を抱える青少年・若者に対する支援策の検討

(ｴ) 自然体験活動等の充実（四季の体験学習，チャレンジ・ザ・原始人等）

(ｵ) 少年自然の家利用促進に向けたプログラムの開発及び実施，並びに広報活動の推進

(ｶ) 移動天文車及び可搬型プラネタリウムを活用した観望会の開催

(2)　問題行動の早期発見と非行防止

［目標指標：街頭補導の実施　年 180 回］

(ｱ) 青少年相談員による街頭補導

(ｲ) 特別相談員による青少年相談

(3)　家庭，地域，学校の連携の推進

［目標指標：子ども会のあり方について方針策定］

(ｱ) 子ども会活動の活性化に向けた施策立案

(ｲ) 青少年育成団体等（青少年育成推進会議，地区青少年育成会等）に対する支援

(ｳ) 青少年指導者の育成と確保

基本目標８　社会や地域のために自ら活動する人づくり

１　学習機会の充実

(1)　学習環境の充実

［目標指標:市民センター等において現代的課題や地域が抱える課題解決のための講座開催　10 講座］

(ｱ) みと好文カレッジ，市民センター等における「みと弘道館大学」の充実

(ｲ) 現代的課題や地域が抱える課題解決のための学習機会の提供

(ｳ) 市職員講師派遣事業「いきいき出前講座」の活用促進

㈥　関連行政施設・機関，企業，ＮＰＯ等との情報ネットワーク構築の検討

(2)　みと好文カレッジ事業の充実

［目標指標：市民センターにおける社会教育事業の支援　34 か所］

㈠　市民センター等における社会教育事業の支援，指導

㈡　生涯学習推進のための人材育成，人材活用

・　生涯学習サポーターチャレンジ講座「さきがけ塾」の充実

・　生涯学習サポーター活動の推進

・　市民講師登録・派遣事業「あなたも師・達人制度」の活用促進

㈢　生涯学習に関する情報提供と学習相談体制の充実

㈣　乳幼児一時預かり登録・派遣事業「育児ボランティア制度」の活用促進

㈤　パイロット事業の開発研究と実施

(3)　人権教育の充実

［目標指標：人権問題に関する講演会の開催　年 10 回］

㈠　同和問題をはじめとする人権問題に関する教育，啓発活動の充実

(4)　図書館事業の充実

［目標指標：全校１校当たりの学校図書館巡回支援回数　年 33 回］

㈠　学校図書館支援事業の推進

㈡　図書館資料，レファレンスサービスの充実

㈢　図書館資料（新聞紙面等）の電子化

㈣　子どもの読書活動の推進

㈤　地域の特性を生かした図書館づくりの推進

㈥　市民との協働による図書館活動の推進

㈦　利用者アンケート等による中央図書館運営に関する評価の充実

㈧　指定管理者制度導入による効果の検証

基本目標９　歴史を学び未来へ受け継ぐ人づくり

１　歴史的資源の保全と活用

(1)　文化財の保護，保存，活用

［目標指標：水戸城大手門復元整備事業進捗率　100%］

㈠　水戸城歴史的建造物整備事業の推進

・　水戸城大手門復元整備工事（水戸城大手門完成記念式典等の開催）

・　水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事

㈡　ヒカリモの検証・活用事業の推進

㈢　水戸徳川家連携事業の推進

㈣　水戸の魅力ある文化遺産再発見事業の推進（水戸市地域文化財）

(2)　史跡等整備活用事業の推進

［目標指標：台渡里官衙遺跡群範囲確認調査　１地区］

㈠　台渡里官衙遺跡群整備事業の推進（発掘調査）

㈡　吉田古墳整備事業の推進

(ｳ) 愛宕山古墳環境整備事業の推進（樹木伐採）

(3) 埋蔵文化財発掘調査等事業の推進

［目標指標：市制施行 130 周年記念企画展の開催］

(ｱ) 埋蔵文化財公開活用事業の推進

(ｲ) 市内遺跡発掘調査事業の推進

(ｳ) 市制施行 130 周年記念企画展の開催

(4) 伝統芸能の継承と発展

［目標指標：「広報みと」への掲載　年１回］

(ｱ) 民俗芸能伝承団体への支援

(5) 世界遺産登録・日本遺産周知に向けた取組の推進

［目標指標：教育遺産の価値・魅力を発信する世界遺産講演会などの開催］

(ｱ) 広域連携による世界遺産登録推進活動と市民との協働による取組の推進

(ｲ) 日本遺産ブランド力向上事業（二の丸展示館の展示リニューアル等）

(6) 博物館事業の充実

［目標指標：特別展入館者　年 3,000 人］

(ｱ) 特別展等の開催（「水戸藩の学校」，「大正の漫画家・山田みのる」，「水戸の大地の成り立ち」）

(ｲ) 収蔵品等による常設展の開催

(ｳ) 博物館資料「石河明善日記」刊行事業の推進

(ｴ) 小・中学校，義務教育学校との連携事業の推進（体験講座，出前講座，職場体験等）

(ｵ) 各種教育普及事業（他施設との連携事業を含む。）の推進

(ｶ) 市民・地域との協働事業の推進

議案第９号

水戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則

（水戸市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第１条　水戸市教育委員会事務局組織規則（昭和 61 年水戸市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表中

「

		世界遺産推進室	世界遺産係

」を

「

		世界遺産推進室	世界遺産係
	放課後児童課		管理係，開放学級係

」に改める。

第３条第３項に次の１号を加える。

(5) 内原くれふしの里古墳公園の維持管理に関すること。

付則に次の１項を加える。

（放課後児童課の位置）

３　放課後児童課は，当分の間，水戸市教育委員会事務局設置規則（昭和 27 年水戸市教育委員会告示第３号）の規定にかかわらず，水戸市笠原町９７８番地の５に置く。

別表歴史文化財課の部文化財係の項に次の１号を加える。

５　内原郷土史義勇軍資料館に関すること。

別表に次のように加える。

放課後児童課	管理係	１　放課後児童健全育成事業の企画及び推進に関すること。 ２　開放学級事業を実施する施設に関すること。 ３　民間学童クラブの助成に関すること。 ４　放課後子ども教室に関すること。
	開放学級係	１　開放学級の入級に関すること。 ２　開放学級の保護者負担金に関すること。 ３　開放学級支援員に関すること。

（水戸市教育委員会の職員で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正）

第２条　水戸市教育委員会の職員で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規則（昭和 53 年水戸市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第２条中第１号を削り，第２号を第１号とし，第３号を第２号とし，第４号を第３号とし，同号の次に次の１号を加える。

(4) 水戸市立学校給食共同調理場に勤務する職員

第２条中第 12 号及び第 13 号を削り，第 11 号を第 13 号とし，第 10 号を第 12 号とし，第９号の次に次の２号を加える。

(10)水戸市内原郷土史義勇軍資料館に勤務する職員

(11)放課後児童課に勤務する職員

第３条第１項中第５号を削り，第４号を第５号とし，第３号の次に次の１号を加える。

(4) 水戸市内原郷土史義勇軍資料館に勤務する職員

第３条第２項第３号を削る。

第４条第１項中第９号及び第 10 号を削り，第８号を第９号とし，第７号を第８号とし，第６号の次に次の１号を加える。

(7) 水戸市内原郷土史義勇軍資料館に勤務する職員

（水戸市総合教育研究所条例施行規則の一部改正）

第３条　水戸市総合教育研究所条例施行規則（昭和 53 年水戸市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「放課後児童係」を「管理係」に改める。

第３条放課後児童係の項中「放課後児童係」を「管理係」に改め，同項中第２号及び第３号を削り，第４号を第２号とし，第５号を第３号とし，同項第６号中「その他」を「前３号に掲げるもののほか,」に改め，同号を同項第４号とする。

（水戸市教育委員会公印規則の一部改正）

第４条　水戸市教育委員会公印規則（平成４年水戸市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第２項中「，総合教育研究所及び内原中央公民館」を「及び総合教育研究所」に改める。

別表第１中「中央図書館,」を「内原郷土史義勇軍資料館，中央図書館及び」に改め，「，内原中央公民館及び内原郷土史義勇軍資料館」を削る。

（水戸市内原中央公民館条例施行規則の廃止）

第５条　水戸市内原中央公民館条例施行規則（昭和 56 年水戸市教育委員会規則第５号）は，廃止する。

付　則

この規則は，平成 31 年４月１日から施行する。

平成 31 年３月 22 日提出

水戸市教育員会教育長　　本　多　清　峰

新旧対照表　　教育部教育企画課

現行

第１条の改正

水戸市教育委員会事務局組織規則

第２条　（略）

部	課	室	係
教育部	（略）		（略）
	歴史文化財課		文化財係
		世界遺産推進室	世界遺産係
	（新設）		

２及び３　（略）

（課，室，係及び出先機関の事務分掌）

第３条　（略）

２　（略）

３　埋蔵文化財センターの事務分掌は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)から(3)まで　（略）

(4) 埋蔵文化財センターの予算経理及び庶務に関すること。

（新設）

付　則

１及び２　（略）

（新設）

別表（第３条関係）

課	室	係	事務分掌
（略）		（略）	（略）
歴史文化財課		文化財係	1　文化財に関すること。

改正（案）

第１条の改正

水戸市教育委員会事務局組織規則

第２条　（略）

部	課	室	係
教育部	（略）		（略）
	歴史文化財課		文化財係
		世界遺産推進室	世界遺産係
	放課後児童課		管理係，開放学級係

２及び３　（略）

（課，室，係及び出先機関の事務分掌）

第３条　（略）

２　（略）

３　埋蔵文化財センターの事務分掌は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)から(3)まで　（略）

(4) 埋蔵文化財センターの予算経理及び庶務に関すること。

(5) 内原くれふしの里古墳公園の維持管理に関すること。

付　則

１及び２　（略）

（放課後児童課の位置）

３　放課後児童課は，当分の間，水戸市教育委員会事務局設置規則（昭和 27 年水戸市教育委員会告示第３号）の規定にかかわらず，水戸市笠原町９７８番地の５に置く。

別表（第３条関係）

課	室	係	事務分掌
（略）		（略）	（略）
歴史文化財課		文化財係	1　文化財に関すること。

			2　歴史的風致維持向上に関すること。 3　史跡等の整備に関すること。 4　博物館に関すること。 （新設）
	（略）	（略）	（略）
（新設）			

備考　（略）

第２条の改正

水戸市教育委員会の職員で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規則

（勤務時間の割振り）

第２条　次の各号に掲げる職員の勤務時間の割振りは，所属の長が別に定めることができる。

(1)　水戸市立学校給食共同調理場に勤務する職員
(2)　水戸市立小学校に勤務する職員
(3)　水戸市立中学校に勤務する職員
(4)　水戸市立義務教育学校に勤務する職員
（新設）
(5)から(9)まで　（略）
（新設）
（新設）
(10)水戸市立中央図書館に勤務する職員
(11)水戸市総合教育研究所に勤務する職員
(12)水戸市内原中央公民館に勤務する職員
(13)水戸市内原郷土史義勇軍資料館に勤務する職員
（週休日）

			2　歴史的風致維持向上に関すること。 3　史跡等の整備に関すること。 4　博物館に関すること。 5　内原郷土史義勇軍資料館に関すること。
	（略）	（略）	（略）
放課後児童課		管理係	1　放課後児童健全育成事業の企画及び推進に関すること。 2　開放学級事業を実施する施設に関すること。 3　民間学童クラブの助成に関すること。 4　放課後子ども教室に関すること。
		開放学級係	1　開放学級の入級に関すること。 2　開放学級の保護者負担金に関すること。 3　開放学級支援員に関すること。

備考　（略）

第２条の改正

水戸市教育委員会の職員で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規則

（勤務時間の割振り）

第２条　次の各号に掲げる職員の勤務時間の割振りは，所属の長が別に定めることができる。

（削除）
(1)　水戸市立小学校に勤務する職員
(2)　水戸市立中学校に勤務する職員
(3)　水戸市立義務教育学校に勤務する職員
(4)　水戸市立学校給食共同調理場に勤務する職員
(5)から(9)まで　（略）
(10)水戸市内原郷土史義勇軍資料館に勤務する職員
(11)放課後児童課に勤務する職員
(12)水戸市立中央図書館に勤務する職員
(13)水戸市総合教育研究所に勤務する職員
（削除）
（削除）
（週休日）

第３条　次の各号に掲げる職員については，日曜日及び土曜日以外の日を週休日とすることができる。
(1) 水戸市少年自然の家に勤務する職員
(2) 埋蔵文化財センターに勤務する職員
(3) 水戸市立博物館に勤務する職員
（新設）
(4) 水戸市立中央図書館に勤務する職員
(5) 水戸市内原郷土史義勇軍資料館に勤務する職員
２　次の各号に掲げる職員については，土曜日以外の日を週休日とすることができる。
(1)及び(2)　（略）
(3) 水戸市内原中央公民館に勤務する職員
（休憩時間）
第４条　次の各号に掲げる職員の休憩時間は，一斉に与えないことができる。
(1)から(6)まで　（略）
（新設）
(7) 水戸市立中央図書館に勤務する職員
(8) 水戸市総合教育研究所に勤務する職員
(9) 水戸市内原中央公民館に勤務する職員
(10)水戸市内原郷土史義勇軍資料館に勤務する職員
２　（略）

第３条の改正

水戸市総合教育研究所条例施行規則

（係の設置）
第２条　水戸市総合教育研究所（以下「研究所」という。）に次の係を置く。
放課後児童係
学校教育指導係
研究研修係
支援相談係
（事務分掌）

第３条　次の各号に掲げる職員については，日曜日及び土曜日以外の日を週休日とすることができる。
(1) 水戸市少年自然の家に勤務する職員
(2) 埋蔵文化財センターに勤務する職員
(3) 水戸市立博物館に勤務する職員
(4) 水戸市内原郷土史義勇軍資料館に勤務する職員
(5) 水戸市立中央図書館に勤務する職員
（削除）
２　次の各号に掲げる職員については，土曜日以外の日を週休日とすることができる。
(1)及び(2)　（略）
（削除）
（休憩時間）
第４条　次の各号に掲げる職員の休憩時間は，一斉に与えないことができる。
(1)から(6)まで　（略）
(7) 水戸市内原郷土史義勇軍資料館に勤務する職員
(8) 水戸市立中央図書館に勤務する職員
(9) 水戸市総合教育研究所に勤務する職員
（削除）
（削除）
２　（略）

第３条の改正

水戸市総合教育研究所条例施行規則

（係の設置）
第２条　水戸市総合教育研究所（以下「研究所」という。）に次の係を置く。
管理係
学校教育指導係
研究研修係
支援相談係
（事務分掌）

第３条　係の事務分掌は，次のとおりとする。
放課後児童係
(1) 研究所の維持管理に関すること。
(2) 開放学級の運営に関すること。
(3) 放課後子ども教室に関すること。
(4) 研究所の予算経理及び庶務に関すること。
(5) 水戸市総合教育研究所運営委員会に関すること。
(6) その他他の係に属しないこと。

第４条の改正

水戸市教育委員会公印規則

（公印の電子印影の登録）
第12条　（略）
２　前項の規定により公印の印影を情報システムに登録して事務に使用しようとする課（中央図書館，総合教育研究所及び内原中央公民館を含む。以下「電子印影登録課」という。）の長は，当該情報システムの管理者（情報システム管理規則第３章に規定する管理者をいう。以下同じ。）と協議の上，公印の印影登録承認申請書（様式第５号）によりあらかじめ当該公印の保管者の承認を得なければならない。
３から８まで　（略）

別表第１（第３条関係）

種類	保管者
（略）	（略）
学校以外の教育機関（学校給食共同調理場，みと好文カレッジ，少年自然の家，博物館，中央図書館，総合教育研究所，内原中央公民館及び内原郷土史義勇軍資料館）の長印	各教育機関の長

第５条の改正

水戸市内原中央公民館条例施行規則

第３条　係の事務分掌は，次のとおりとする。
管理係
(1) 研究所の維持管理に関すること。
（削除）
（削除）
(2) 研究所の予算経理及び庶務に関すること。
(3) 水戸市総合教育研究所運営委員会に関すること。
(4) 前３号に掲げるもののほか，他の係に属しないこと。

第４条の改正

水戸市教育委員会公印規則

（公印の電子印影の登録）
第12条　（略）
２　前項の規定により公印の印影を情報システムに登録して事務に使用しようとする課（中央図書館及び総合教育研究所を含む。以下「電子印影登録課」という。）の長は，当該情報システムの管理者（情報システム管理規則第３章に規定する管理者をいう。以下同じ。）と協議の上，公印の印影登録承認申請書（様式第５号）によりあらかじめ当該公印の保管者の承認を得なければならない。
３から８まで　（略）

別表第１（第３条関係）

種類	保管者
（略）	（略）
学校以外の教育機関（学校給食共同調理場，みと好文カレッジ，少年自然の家，博物館，内原郷土史義勇軍資料館，中央図書館及び総合教育研究所）の長印	各教育機関の長

第５条の改正

水戸市内原中央公民館条例施行規則

（廃止）

	付　則 この規則は，平成31年４月１日から施行する。

議案第10号

水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

水戸市教育委員会事務決裁規程（昭和52年水戸市教育委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第９号中「，総合教育研究所長及び内原中央公民館長」を「及び総合教育研究所長」に改める。

別表第２中

「

	(9) 大塚農民館の運営			○	

」を

「

	(9) 大塚農民館の運営			○	
	5　内原郷土史義勇軍資料館に関する事項				
	(1) 施設の管理		○		
	6　内原くれふしの里古墳公園に関する事項				
	(1) 施設の管理		○		
放課後児童課	1　開放学級に関する事項				
	(1) 開放学級の運営に関する事務処理	重要なもの	軽易なもの		
	2　放課後子ども教室に関する事項				
	(1) 放課後子ども教室の運営に関する事務処理		○		
	3　民間学童クラブの運営基準の確認に関する事項				
	(1) 民間学童クラブの運営状況等に関する報告の聴取及び検査	○			

」に，

「

	2　開放学級及び放課後子ども教室に関する事項				
	(1) 開放学級に関する事務処理		○		

(2) 放課後子ども教室に関する事務処理		○		
3　学校教育に係る指導に関する事項				

」を

「

2　学校教育に係る指導に関する事項				

」に，「４　教科書」を「３　教科書」に，「５　研究」を「４　研究」に，「６　大学等」を「５　大学等」に，「７　教育研究団体」を「６　教育研究団体」に，「８　支援相談」を「７　支援相談」に改め，同表内原中央公民館の部を削る。

付　則

この規程は，平成 31 年４月１日から施行する。

平成 31 年３月 22 日提出

水戸市教育委員会教育長　　本　多　清　峰

新旧対照表　　教育部教育企画課

現行

第２条　（略）

(1)から(8)まで　（略）

(9) 課長　課長，中央図書館長，総合教育研究所長及び内原中央公民館長をいう。

(10)から(16)まで　（略）

別表第２（第３条関係）

課	事項	専決者			備考
		部長	課長	課長補佐等	
（略）					
歴史	（略）				
文化財課	(9) 大塚農民館の運営			○	
	（新設）				
（新設）					

改正（案）

第２条　（略）

(1)から(8)まで　（略）

(9) 課長　課長，中央図書館長及び総合教育研究所長をいう。

(10)から(16)まで　（略）

別表第２（第３条関係）

課	事項	専決者			備考
		部長	課長	課長補佐等	
（略）					
歴史	（略）				
文化財課	(9) 大塚農民館の運営			○	
	5　内原郷土史義勇軍資料館に関する事項				
	(1) 施設の管理		○		
	6　内原くれふしの里古墳公園に関する事項				
	(1) 施設の管理		○		
放課後児童課	1　開放学級に関する事項				
	(1) 開放学級の運営に関する事務処理	重要なもの	軽易なもの		
	2　放課後子ども教室に関する事項				
	(1) 放課後子ども教室の運営に関する事務処理		○		
	3　民間学童クラブの運営基準の確認に関する事項				
	(1) 民間学童クラブの運営状況等に関する報告の聴取及び検査	○			

総合教育研究所	（略）				
	2　開放学級及び放課後子ども教室に関する事項				
	（1）開放学級に関する事務処理		○		
	（2）放課後子ども教室に関する事務処理		○		
	3　学校教育に係る指導に関する事項				
	（略）				
	4　教科書の採択に関する事項				
	（略）				
	5　研究及び研修に関する事項				
	（略）				
	6　大学等との地域連携に関する事項				
	（略）				
	7　教育研究団体に関する事項				
	（略）				
	8　支援相談に関する事項				
	（略）				
内原中央公民館	1　社会教育に関する事項				
	（1）各種社会教育関係団体等との連絡調整及び指導助言		○		
	（2）内原中央公民館運営審議会の会議の庶務		○		
	（3）自主事業の企画運営		○		
	（4）施設の管理		○		
	2　中妻分館に関する事項				
	（1）施設の管理		○		
	3　内原郷土史義勇軍資料館に関する事項				
	（1）施設の管理		○		
	4　内原くれふしの里古墳公園に関する事項				
	（1）施設の管理		○		

総合教育研究所	（略）				
	（削除）				
	2　学校教育に係る指導に関する事項				
	（略）				
	3　教科書の採択に関する事項				
	（略）				
	4　研究及び研修に関する事項				
	（略）				
	5　大学等との地域連携に関する事項				
	（略）				
	6　教育研究団体に関する事項				
	（略）				
	7　支援相談に関する事項				
	（略）				
（削除）					

	付　則 この規程は，平成31年４月１日から施行する。

議案第11号

水戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程

水戸市教育委員会文書取扱規程（昭和62年水戸市教育委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号及び第４号中「第２条」を「第２条第１項」に改め，同条第６号中「中央図書館,」を「内原郷土史義勇軍資料館，中央図書館及び」に改め,「，内原中央公民館及び内原郷土史義勇軍資料館」を削る。

第18条の２第１項中「総合教育研究所」を「教育企画課」に改める。

第31条第３項第２号ア中「あっては」の次に「，教育企画課又は」を加え,「に設置してある」を「備付けの」に改める。

別表中

「

中央図書館	教中図
総合教育研究所	教研
内原中央公民館	教内公
内原郷土史義勇軍資料館	教郷

」を

「

内原郷土史義勇軍資料館	教郷
放課後児童課	教放
中央図書館	教中図
総合教育研究所	教研

」に

改める。

付　則

この規程は，平成31年４月１日から施行する。

平成31年３月22日提出

水戸市教育委員会教育長　　本　多　清　峰

新旧対照表　　教育部教育企画課

現行	改正（案）
（定義） 第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2)　（略） (3) 部　水戸市教育委員会事務局組織規則（昭和61年水戸市教育委員会規則第６号。以下「組織規則」という。）第２条に規定する部をいう。 (4) 課　組織規則第２条に規定する課をいう。 (5)　（略） (6) 教育機関　教育委員会が所管する学校給食共同調理場，みと好文カレッジ，少年自然の家，博物館，中央図書館，総合教育研究所，内原中央公民館及び内原郷土史義勇軍資料館をいう。 (7)から(17)まで　（略） （文書の配布の方法） 第18条の２　文書は，総合教育研究所備付けの文書区分箱により配布することを原則とする。ただし，電子メールにより送達された文書にあっては，庁内ネットワークシステムを利用して，主管課，教育機関又は出先機関に転送する方法により配布することができる。 ２　（略） （文書の発送） 第31条　（略） ２　（略） ３　発送する文書は，全て主管課，教育機関又は出先機関において封又は包装をし，次の各号に掲げる区分に従い処理しなければならない。 (1)　（略） (2) 使送によるもの ア　小学校，中学校，義務教育学校，幼稚園その他教育委員会が所管する施設宛てのものにあっては総合教育研究所に設置してある文書区分箱に投かんするものとする。	（定義） 第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2)　（略） (3) 部　水戸市教育委員会事務局組織規則（昭和61年水戸市教育委員会規則第６号。以下「組織規則」という。）第２条第１項に規定する部をいう。 (4) 課　組織規則第２条第１項に規定する課をいう。 (5)　（略） (6) 教育機関　教育委員会が所管する学校給食共同調理場，みと好文カレッジ，少年自然の家，博物館，内原郷土史義勇軍資料館，中央図書館及び総合教育研究所をいう。 (7)から(17)まで　（略） （文書の配布の方法） 第18条の２　文書は，教育企画課備付けの文書区分箱により配布することを原則とする。ただし，電子メールにより送達された文書にあっては，庁内ネットワークシステムを利用して，主管課，教育機関又は出先機関に転送する方法により配布することができる。 ２　（略） （文書の発送） 第31条　（略） ２　（略） ３　発送する文書は，全て主管課，教育機関又は出先機関において封又は包装をし，次の各号に掲げる区分に従い処理しなければならない。 (1)　（略） (2) 使送によるもの ア　小学校，中学校，義務教育学校，幼稚園その他教育委員会が所管する施設宛てのものにあっては，教育企画課又は総合教育研究所備付けの文書区分箱に投かんするものとする。

イ　（略）

４　（略）

別表（第29条関係）

文書記号

課・教育機関・出先機関名	表示記号
（略）	（略）
中央図書館	教中図
総合教育研究所	教研
内原中央公民館	教内公
内原郷土史義勇軍資料館	教郷

備考　（略）

イ　（略）

４　（略）

別表（第29条関係）

文書記号

課・教育機関・出先機関名	表示記号
（略）	（略）
内原郷土史義勇軍資料館	教郷
放課後児童課	教放
中央図書館	教中図
総合教育研究所	教研

備考　（略）

付　則

この規程は，平成 31 年４月１日から施行する。

議案第12号

水戸市立学校財務規程の一部を改正する規程

水戸市立学校財務規程（平成12年水戸市教育委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第１条の次に次の１条を加える。

（定義）

第１条の２　この規程における用語の意義は，水戸市財務規則（平成７年水戸市規則第16号）の例による。

第７条第２項中「校長等」を「校長」に改め，同条第４項中「及び物品」を「及び第１項各号に掲げる物品又は図書（幼稚園の図書を除く。）」に改める。

第８条中「（平成７年水戸市規則第16号）」を削る。

付　則

この規程は，平成31年４月１日から施行する。

平成31年３月22日提出

水戸市教育委員会教育長　　本　多　清　峰

新旧対照表

水戸市教育委員会事務局教育部幼児教育課

現行	改正（案）
（新設）	（定義） 第１条の２　この規程における用語の意義は，水戸市財務規則（平成７年水戸市規則第16号）の例による。
（物品の管理） 第７条　（略） (1)から(3)まで　（略） ２　校長等は，図書について次の各号に掲げる事項を記録した図書原簿を備え，常にその状況を明らかにしておかなければならない。 (1)から(4)まで　（略） ３　（略） ４　校長等は，物品の寄附の申込みがあったとき，及び物品の廃棄処分を行うときは，寄附採納・廃棄処分願（物品・図書用）（様式第10号）を学校施設課長又は幼児教育課長に提出するものとする。	（物品の管理） 第７条　（略） (1)から(3)まで　（略） ２　校長は，図書について次の各号に掲げる事項を記録した図書原簿を備え，常にその状況を明らかにしておかなければならない。 (1)から(4)まで　（略） ３　（略） ４　校長等は，物品の寄附の申込みがあったとき，及び第１項各号に掲げる物品又は図書（幼稚園の図書を除く。）の廃棄処分を行うときは，寄附採納・廃棄処分願（物品・図書用）（様式第10号）を学校施設課長又は幼児教育課長に提出するものとする。
（財産等の管理） 第８条　この規程に定めるもののほか，校長等の権限に属する学校等における公有財産及び物品の管理については，水戸市財務規則（平成７年水戸市財務規則第16号）の例による。	（財産等の管理） 第８条　この規程に定めるもののほか，校長等の権限に属する学校等における公有財産及び物品の管理については，水戸市財務規則の例による。
	付　則 この規程は，平成31年４月１日から施行する。

議案第13号

水戸市立学校管理規則の一部を改正する規則

水戸市立学校管理規則（昭和55年水戸市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第５条の２第１項を次のように改める。

校長は，前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒を教育するときは，特別の教育課程を編成することができる。

(1) 次のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）で，その障害に応じた特別の指導を行う必要があると認めるもの

ア　言語障害者

イ　自閉症者

ウ　情緒障害者

エ　弱視者

オ　難聴者

カ　学習障害者

キ　注意欠陥多動性障害者

ク　アからキまでに掲げるもののほか，特別の教育課程による教育を行うことが適当と認める者

(2) 日本語に通じない児童又は生徒で，その日本語を理解し，使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があると認めるもの

第５条の２第２項中「前項」を「第１項」に，「又は様式第６号の３」を「，様式第６号の３又は様式第６号の４」に改め，同項を同条第３項とし，同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定により特別の教育課程を編成した場合においては，児童又は生徒が，同項第１号又は第２号に規定する特別の指導のため他の小学校，中学校，義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を，当該児童又は生徒の在学する小学校，中学校，義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた特別の教育課程に係る授業とみなす。

様式第６号の３の次に次の１様式を加える。

様式第６号の４（第５条の２関係）

第　　号

年　月　日

水戸市教育委員会教育長　様

水戸市立　　学校長

特別の教育課程編成書兼報告書（日本語指導）

　　年度の日本語指導に係る特別の教育課程を次のとおり編成・実施したので届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="2">No</td><td rowspan="2">学年</td><td rowspan="2">児童生徒の氏名</td><td colspan="7">指導内容</td><td colspan="2">指導時間</td><td colspan="2">指導形態</td><td rowspan="2">指導者</td></tr>
<tr><td>学習段階</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>その他</td><td colspan="4">指導期間</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="16">備考</td></tr>
</table>

注　指導内容欄については，①サバイバル日本語，②日本語基礎，③技能別日本語，④日本語と教科の統合学習又は⑤教科の補習のいずれか該当するものに○を付けること。

付　則

この規則は，平成 31 年４月１日から施行する。

平成 31 年３月 22 日提出

水戸市教育委員会教育長　　本　多　清　峰

新旧対照表

教育委員会総合教育研究所

現　行	改正（案）
第５条の２　校長は，前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち，当該障害に応じた特別の指導（以下「特別の指導」という。）を行う必要があると認めるものを教育するときは，特別の教育課程を編成することができる。この場合において，当該児童又は生徒が，特別の指導のため他の小学校，中学校，義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受ける授業は，当該特別の教育課程に係る授業とみなす。 (1)　言語障害者 (2)　自閉症者 (3)　情緒障害者 (4)　弱視者 (5)　難聴者 (6)　学習障害者 (7)　注意欠陥多動性障害者 (8)　前各号に掲げるもののほか，特別の教育課程による教育を行うことが適当と認める者	第５条の２　校長は，前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒を教育するときは，特別の教育課程を編成することができる。 (1)　次のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）で，その障害に応じた特別の指導を行う必要があると認めるもの ア　言語障害者 イ　自閉症者 ウ　情緒障害者 エ　弱視者 オ　難聴者 カ　学習障害者 キ　注意欠陥多動性障害者 ク　アからキまでに掲げるもののほか，特別の教育課程による教育を行うことが適当と認める者 (2)　日本語に通じない児童又は生徒で，その日本語を理解し，使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があると認めるもの
（新設）	２　前項の規定により特別の教育課程を編成した場合においては，児童又は生徒が，同項第１号又は第２号に規定する特別の指導のため他の小学校，中学校，義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を，当該児童又は生徒の在学する小学校，中学校，義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた特別の教育課程に係る授業とみなす。
２　校長は，前項の規定により特別の教育課程を編成し，又は当該特別の教育課程が終了したときは，特別の教育課程編成書兼報告書（様式第６号の２又は様式第６	３　校長は，第１項の規定により特別の教育課程を編成し，又は当該特別の教育課程が終了したときは，特別の教育課程編成書

号の３）により，速やかに教育長に報告しなければならない。	兼報告書（様式第６号の２，様式第６号の３又は様式第６号の４）により，速やかに教育長に報告しなければならない。

（新設）

様式第６号の４（第５条の２関係）

第　　号
年　月　日

水戸市教育委員会教育長　様

水戸市立　　学校長

特別の教育課程編成書兼報告書（日本語指導）

年度の日本語指導に係る特別の教育課程を次のとおり編成・実施したので届け出ます。

No	学年	児童生徒の氏名	指導内容							指導時間	指導形態	指導者
			学習段階	①	②	③	④	⑤	その他	指導期間		
1												
2												
3												
4												
5												
備考												

注　指導内容欄については，①サバイバル日本語，②日本語基礎，③技能別日本語，④日本語と教科の統合学習又は⑤教科の補習のいずれか該当するものに〇を付けること。

付　則

この規則は，平成 31 年４月１日から施行する。

議案第14号

水戸市内原郷土史義勇軍資料館条例施行規則の一部を改正する規則

水戸市内原郷土史義勇軍資料館条例施行規則（平成 17 年水戸市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

第２条　削除

第３条各号列記以外の部分中「資料館」を「水戸市内原郷土史義勇軍資料館（以下「資料館」という。）」に改める。

第９条第１項中「申し出」を「申出」に改める。

様式第７号中「付」を「付け」に改める。

付　則

この規則は，平成 31 年４月１日から施行する。

平成 31 年３月 22 日提出

水戸市教育委員会教育長　　本　多　清　峰

新　旧　対　照　表

現行	改正（案）
（所管） 第２条　水戸市内原郷土史義勇軍資料館（以下「資料館」という。）は，水戸市教育委員会内原中央公民館が所管する。	第２条　削除
（事務分掌） 第３条　資料館の事務分掌は，次の各号に掲げるとおりとする。 (1)から(4)まで　（略）	（事務分掌） 第３条　水戸市内原郷土史義勇軍資料館（以下「資料館」という。）の事務分掌は，次の各号に掲げるとおりとする。 (1)　から(4)まで　（略）
（受寄資料の一時持出し等） 第９条　教育委員会は，寄託者から寄託を受けた資料（以下「受寄資料」という。）について，当該寄託者から一時持出しの申し出があったときは，受寄資料一時持出願（様式第３号）を提出させ，受寄資料一時持出同意書（様式第４号）を交付するものとする。 ２　（略）	（受寄資料の一時持出し等） 第９条　教育委員会は，寄託者から寄託を受けた資料（以下「受寄資料」という。）について，当該寄託者から一時持出しの申出があったときは，受寄資料一時持出願（様式第３号）を提出させ，受寄資料一時持出同意書（様式第４号）を交付するものとする。 ２　（略）

様式第７号(第11条関係)

資　料　館　外　貸　出　許　可　書

年　　月　　日

(申込者)
様

水戸市教育委員会　　印

年　　月　　日付で申込みのあった水戸市内原郷土史義勇軍資料館の資料館資料の館外貸出しについては、次のとおり許可します。

１　利用目的

２　貸出期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３　利用の場所

４　利用の方法

５　貸出資料

資　　料　　名	数　　量	備　　考

６　貸出条件

７　輸送方法

注　館外貸出しを受けるときは，この許可書を館長に提示してください。

様式第７号(第11条関係)

資　料　館　外　貸　出　許　可　書

年　　月　　日

(申込者)
様

水戸市教育委員会　　印

年　　月　　日付けで申込みのあった水戸市内原郷土史義勇軍資料館の資料館資料の館外貸出しについては、次のとおり許可します。

１　利用目的

２　貸出期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３　利用の場所

４　利用の方法

５　貸出資料

資　　料　　名	数　　量	備　　考

６　貸出条件

７　輸送方法

注　館外貸出しを受けるときは，この許可書を館長に提示してください。

付　則

この規則は，平成31年４月１日から施行する。

規則・規程改正　参考資料

【教育委員会】

［ 現　行 ］	［ 改　正 ］	［ 改 正 内 容 ］	［ 効 果 等 ］
〔歴史文化財課〕 課長 ―― 文化財係 ├ 世界遺産推進室 ―― 世界遺産係 ├ 埋蔵文化財センター └ 博物館 ―― 学芸係 └ 大塚農民館 【合計 18 人】	〔歴史文化財課〕 課長 ―― 文化財係 ├ 世界遺産推進室 ―― 世界遺産係 ├ 埋蔵文化財センター ├ 博物館 ―― 学芸係 └ 大塚農民館 └ 内原郷土史義勇軍資料館	・「内原郷土史義勇軍資料館」を移管する。	・内原中央公民館の廃止に伴い，内原郷土史義勇軍資料館を歴史文化財課に移管する。
〔内原中央公民館〕 館長 ―― 公民館係 └ 内原郷土史義勇軍資料館 【合計４人】	廃止	・「内原中央公民館（公民館係）」を廃止する。 なお，内原郷土史義勇軍資料館を歴史文化財課へ移管する。	・鯉淵市民センター，妻里市民センター及び内原市民センターの設置に伴い，内原中央公民館を廃止する。

［ 現　行 ］	［ 改　正 ］	［ 改 正 内 容 ］	［ 効 果 等 ］
〔教育委員会〕 部長 ── 教育企画課 ├ 学校管理課 ├ 学校保健給食課 ├ 幼児教育課 ├ 学校施設課 ├ 生涯学習課 └ 歴史文化財課 ├ 中央図書館 ├ 総合教育研究所 ── 放課後児童係 │ ├ 学校教育指導係 │ ├ 研究研修係 │ └ 支援相談係 └ 内原中央公民館 【合計 20 人】	〔教育委員会〕 部長 ── 教育企画課 ├ 学校管理課 ├ 学校保健給食課 ├ 幼児教育課 ├ 学校施設課 ├ 生涯学習課 ├ 歴史文化財課 └ 放課後児童課 ── 管理係 └ 開放学級係 ├ 中央図書館 └ 総合教育研究所 ── 管理係 ├ 学校教育指導係 ├ 研究研修係 └ 支援相談係 ＜放課後児童課＞ ○管理係 予算経理，庶務，開放学級施設の管理，支援員の研修，民間学童クラブ等 ○開放学級係 開放学級の入級，保護者負担金の収納，支援員の任用及び報酬の支払 ＜総合教育研究所＞ ○管理係 予算経理，庶務，施設の維持管理，ＡＥＴ，学力向上サポーター等	・「放課後児童課（管理係及び開放学級係）」を設置する。 ・「放課後児童係」を「管理係」に名称変更する。	・放課後児童対策に特化した課を設置することにより，開放学級事務等の円滑な推進を図ることができる。 ・開放学級事務に加え，子ども課から民間学童クラブに関する事務を移管することにより，放課後の児童に関する事務が一元化され，より効果的に事務を執行できるようになる。 ・管理係は，予算経理，開放学級施設の管理等を所管するほか，受入時間の拡大，支援員の確保，待機児童の解消，民間活力活用などの諸課題への対応を担当する。 ・開放学級係は，開放学級の入級，保護者負担金の収納等を所管する。 ・開放学級事務の放課後児童課への移管に伴い，組織名称を変更する。総合教育研究所の予算経理や施設の維持管理など，管理事務に専任できるようになる。